

2世区情第373号
令和2年9月4日

世田谷区公文書管理委員会
会長 野村武司様

世田谷区長 保坂展人

令和2年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の廃棄
に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項
の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

諮問第3号 令和2年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の
廃棄に関する意見聴取について

2 諮問理由

令和2年度中に随時保存期間を満了する、保存期間が1年未満である公文書
の廃棄の妥当性について、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問
します。

2世区情第373号
令和2年9月4日

世田谷区公文書管理委員会
会長 野村武司様

世田谷区長 保坂展人

令和3年3月31日に保存期間満了を迎える公文書の廃棄
に関する意見聴取について（諮問）

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第8条第2項
の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問件名
諮問第4号 令和3年3月31日に保存期間満了を迎える公文書の廃棄
に関する意見聴取について
- 2 諮問理由
令和3年3月31日をもって保存期間を満了する文書の廃棄の妥当性につ
いて、公文書管理条例第8条第2項の規定に基づき、諮問します。